

山梨ゆとりある住生活推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1 知事は、高齢化、情報化の進展、余暇時間の増大、ライフスタイルの多様化、住まいへのニーズの高度化等今日の経済社会の変化に的確に対応しつつ、ゆとりある住生活の実現を図り、併せて地域の住宅関連産業の発展に資するため、山梨ゆとりある住生活推進協議会（以下「協議会」という。）が行う県民に対する住まい、住環境の整備等についての普及・啓発活動に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費等)

- 第2 補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。
- 1 補助対象経費
電子住宅フェアホームページ作成に係る経費とする。
 - 2 補助率
補助対象経費の1/2以内とする。

(補助金の交付申請)

- 第3 補助金の交付を受けようとする協議会は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、毎年8月31日までに、知事に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書（様式第2号）
 - (3) 事業実施計画書
 - (4) その他参考となる書類

(補助金の交付決定)

- 第4 知事は、第3の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、別紙様式第3号により協議会に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

- 第5 規則第6条の規定による補助金交付の条件は次のとおりとする。
- 1 次の事項に該当する場合は、事業計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）により、知事の承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合（ただし、20%の範囲は除く）

- (2) 補助事業の内容の変更をしようとする場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 4 知事の承認を受けて3の財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 5 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 6 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(実績報告書)

第6 協議会は、当該事業が完了したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書(様式第2号)
- (3) その他参考となる書類

(補助金の額の確定)

第7 知事は、第6の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容(第5の1に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、別紙様式第6号により協議会に通知する。

(補助金の交付方法)

第8 知事は、必要があると認める場合には、協議会に対し、概算払いにより交付することができる。

- 2 協議会は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払い請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

附則

この要綱は、平成2年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年11月5日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成21年8月3日から施行し、平成22年3月31日をもって廃止する。

様式第1号

平成 第 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者

平成 年度山梨ゆとりある住生活推進事業補助金交付申請書

平成 年度において山梨ゆとりある住生活推進事業を実施したいので、山梨県補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

2 事業の目的

様式第3号

平成 第 年 月 日

申請者 住 所
名 称
代表者

山梨県知事

平成 年度山梨ゆとりある住生活推進事業補助金の交付決定について（通知）

平成 年 月 日 付け 第 号で申請のあった平成 年度山梨ゆとりある住生活推進事業補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金交付額
- 2 補助金対象事業 補助金交付申請書のとおりとする。
- 3 補助金交付の条件
- 4 補助金交付の方法 精算払い（必要があると認められるものについては概算払い）

様式第4号

平成 第 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者

平成 年度山梨ゆとりある住生活推進事業計画変更（中止、廃止）承認申請書

平成 年 月 日 付け 第 号で補助金の交付決定のあった山梨ゆとりある住生活推進事業計画を次のとおり変更（中止、廃止）したいので申請します。

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更の内容（工程）

様式第5号

平成 第 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者

平成 年度山梨ゆとりある住生活推進事業実績報告書

平成 年 月 日 付け 第 号で補助金の交付決定のあった山梨ゆとりある住生活推進事業を完了したので、山梨県補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 事業に要した経費

2 補助金額

様式第6号

平成 第 年 月 日

申請者 住所
名称
代表者

山梨県知事

平成 年度山梨ゆとりある住生活推進事業補助金の額の確定について（通知）

平成 年 月 日 付け 第 号で交付決定した平成 年度山梨ゆとりある住生活推進事業補助金の額については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）第13条の規定により、次のとおり確定します。

確 定 額 円

